

2022年9月8日

文部科学大臣 永岡桂子 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 宮下 直樹

8月30日付事務連絡「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係るご協力等について」の撤回を求める要請

日本国憲法にもとづき、子どもたちの成長と発達を保障する学校教育の充実に向けてのご尽力されていることに敬意を表します。

文部科学省は8月30日、内閣官房拉致問題対策本部事務局の協力依頼を受けて、都道府県教育委員会等に対して「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係るご協力等について」事務連絡しました。2006年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」にもとづく北朝鮮人権侵害問題啓発週間にあわせて、文部科学省が学校図書館を含む図書館に対して拉致問題に関する図書の充実や、拉致問題に関するテーマの展示を求めることは初めてのことです。

すべての図書館には「図書館の自由に関する宣言」が掲げられ、同宣言には、基本的人権である「知る権利」を保障することが図書館の重要な任務であり、「権力の介入又は社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力を含む図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである」と記されています。また「わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するものではなく、国民に対する『思想善導』の機関として、国民の知る自由を妨げる役割を果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、広げていく責任を果たすことが必要である」とも記されています。子どもたちの「健全な教養を育成することを目的」とする学校図書館において、図書館の自由が貫かれる意義はいっそう重要です。

以上をふまえれば、政府が図書館に対して、内容やテーマを指定して図書の充実や展示を求めたりすることは、子ども、国民の思想を縛るきわめて危険なことであると言わざるを得ません。ついては下記のように要請いたします。

記

1. 8月30日付事務連絡「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係るご協力等について」を撤回し、教育委員会等がこの通知にかかわる協力を学校に要請することがないように周知すること。
2. 内閣官房に、文部科学省を通じて図書館に図書等の充実について協力要請を求めたことが、図書館の自由を脅かすものであり、憲法に反するものであるということを伝えること。

以上